

**令和6年4月1日から、**

稲城市へ提出していただく

**請求書や納品書等の押印を省略**

できるようになりました。

令和6年4月1日提出分から、支払金の請求書、納品書及び支払口座振替依頼書について、請求者や申請者の氏名等の記載欄における社印、代表者印、個人印の押印が省略可能となります。(請求日及び提出日が令和6年3月31日以前のものには、押印が必要です。)

#### ■押印を省略できる支払いに関する書類

- ・ 請求書
- ・ 納品書
- ・ 支払口座振替依頼書

※今まで通り、押印のあるものを提出することもできます。

#### 【留意事項】

- ・法令等に基づき請求書等に押印が必要とされている場合は、押印の省略はできません。
- ・請求委任や受領委任を行う場合などは請求書等の押印は省略できません(署名の場合を除きます)。
- ・請求書の真正性を確認するため、提出時の本人確認や請求内容の電話による確認等をさせていただく場合があります。

#### 【問い合わせ先】

稲城市会計課

電話 042-378-2111